

第14回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年8月22日(水) 午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(10名)

1	高田洋一	2	赤松拓也	3	松岡照明	5	二宮正宏
7	高田光一	8	芝貞弘	9	古用敏彦	10	山本一人
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(4名)

4	中平勝則	6	有田亜佳	11	清家壽秋	12	青木武司
---	------	---	------	----	------	----	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第63号 農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について
- 日程第3 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第65号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第66号 非農地証明願について
- 日程第6 議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第7 報告第5号 農地原形変更届出書について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主事	毛利巧
----	------	----	------	----	-----

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第14回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思えます。</p>
会長	<p>稲刈りの最盛期を迎えていますが台風19号、20号と天候が悪く、また本来は7月にする予定だった農地パトロールが豪雨被害のため8月にずれ込んだということで、稲刈りもしなければならない、農地パトロールもしなければならない、農業委員会総会もしなければならないという忙しい中での総会ということでご迷惑をおかけします。</p> <p>事前に分厚い議案の資料が配られていますので、その内容に従いまして審議していただきますようよろしくお願いいたします、開会の挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、10名であります。</p> <p>中平委員、有田委員、清家委員、青木委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第14回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に13番 谷口雄記委員、1番 高田洋一委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第63号「農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」を議題といたします。</p> <p>ここで、議長を会長職務代理者である谷口雄記委員に交代します。</p>
	<p>(議長を交代)</p>
議長	<p>議長を交代しました。</p> <p>事務局より説明願います。</p>

事務局	失礼します。 議案第63号「農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」説明します。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2におきまして、「計画の変更を行う場合は、農業委員会の意見を聞くものとする。」と定められています。 そのため町長より鬼北農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたものであります。
議長	それでは順位1番について、川平定計委員より説明願います。
川平委員	議席番号14番 川平です。 議案第63号「農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第63号 順位1番 説明】
川平委員	8月17日に事務局2名、山本推進委員、私の計4名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第63号 順位1番 説明】
川平委員	以上により、申請地は農用地区域から除外しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願います。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第63号「農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第63号「農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することと決定させていただきます。
議長	議長を川平定計委員に交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代しました。
議長	日程第3 議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、二宮正宏委員より説明願います。

二宮委員	議席番号5番 二宮です。 議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第64号 順位1番 説明】
二宮委員	農地法第3条第2項各号について、8月16日に譲渡人、譲受人、事務局2名、井伊推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第64号 順位1番 説明】
二宮委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位2番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第64号 順位2番 説明】
谷口委員	農地法第3条第2項各号について、8月16日に譲受人、事務局2名、鎌田推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 譲渡人は遠方のため現地調査に立ち会うことができないため、電話で確認を取りました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第64号 順位2番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第4 議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番から3番について、二宮正宏委員より説明願います。
二宮委員	議席番号5番 二宮です。 議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番から3番の説明をします。 まず順位1番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第65号 順位1番 説明】
二宮委員	8月16日に譲渡人3名、譲受人、事務局2名、井伊推進委員、私の計8名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第65号 順位1番 説明】
二宮委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 続いて順位2番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第65号 順位2番 説明】
二宮委員	8月16日に譲渡人及び譲受人の代理人、事務局2名、井伊推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第65号 順位2番 説明】
二宮委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 最後に順位3番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第65号 順位3番 説明】
二宮委員	8月16日に譲渡人及び譲受人の代理人、事務局2名、井伊推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第65号 順位3番 説明】
二宮委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 順位1番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて順位2番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
末廣委員	議長。
議長	末廣推進委員。
末廣委員	推進委員の末廣です。 順位2番及び3番の申請ですが譲渡人、譲受人、転用内容が同じで、それぞれの申請地も近いのですが、どうして順位2番、3番の2つに分けているのですか。
議長	事務局。
事務局	申請書を2つに分けて提出があり、それぞれで受付をしたため議案も2つに分けています。
議長	よろしいですか。
末廣委員	はい。
議長	他にご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

	順位 2 番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	続いて順位 3 番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 3 番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	続いて順位 4 番について、有田亜佳委員が欠席のため事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第 6 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 4 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 6 5 号 順位 4 番 説明】
事 務 局	8 月 1 6 日に譲渡人 3 名、譲受人、事務局 2 名、上甲推進委員の計 7 名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 5 号 順位 4 番 説明】
事 務 局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 4 番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 4 番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	続いて順位 5 番および 6 番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号 1 3 番 谷口です。

	議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位5番および6番の説明をします。 まず順位5番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第65号 順位5番 説明】
谷口委員	8月16日に譲渡人及び譲受人の代理人、事務局2名、鎌田推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第65号 順位5番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 続いて順位6番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第65号 順位6番 説明】
谷口委員	8月16日に事務局2名、鎌田推進委員、私の計4名で現地調査を行いました。 譲渡人及び譲受人は現地調査に立ち会うことができないため、電話で確認を取りました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第65号 順位6番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 順位5番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位5番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて順位6番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、 順位6番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	日程第5 議案第66号「非農地証明願について」を議題といたします。 順位1番について、松岡照明委員より説明願います。
松 岡 委 員	議席番号3番 松岡です。 議案第66号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第66号 順位1番 説明】
松 岡 委 員	8月17日に申請人、事務局2名、末廣推進委員、西川推進委員、私の計6 名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第66号 順位1番 説明】
松 岡 委 員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当するこ とを確認しました。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第66号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非農地とす ることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第66号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非 農地と決定させていただきます。
議 長	日程第6 議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から8番まで事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第67号について順位1番か ら順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大 字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第67号 順位1番から8番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長	ただ今、順位1番から8番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から8番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から8番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。 なお、本日付で、異議の無い旨決定したことを町長に通知します。
議 長	日程第7 報告第5号「農地原形変更届出書について」の報告をします。 順位1番について、赤松拓也委員より説明願います。
赤 松 委 員	議席番号2番 赤松です。 報告第5号「農地原形変更届出書について」の報告をします。
	【報告書に基づき、報告第5号 説明】
赤 松 委 員	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
高 田 委 員	議長。
議 長	高田農業委員。
高 田 委 員	議席番号1番 高田です。 現在提出されている図面ですと、どのように埋め上げるか中々理解しづらいのですが、もう少し詳しい図面の提出はありませんか。
議 長	事務局。
事 務 局	すいません。ありません。
高 田 委 員	埋め上げについてももう少し詳しい図面の提出を求めた方が良いと思います。
議 長	詳細な図面を事務局に提出してもらおうということによろしいですか。
高 田 委 員	はい。
議 長	他にご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議	長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議	長	以上で第14回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
		議事録署名委員
		13番
		1番